

山香ふるさとまつり 2026 出店規約

(趣旨)

第1条 本規約は、杵築市山香振興課（以下「甲」という。）が開催する山香ふるさとまつり 2026 に出店を行う者（以下「乙」という。）が執るべき出店の申込手続、遵守すべき事項等を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 乙とは、ふるさとまつりに出店する露店、キッチンカーその他甲が認める販売・提供行為を行う者とする。

(市産農林水産物等の利用促進)

第3条 山香ふるさとまつり 2026 で販売、展示及び提供する食品及び飲食物については、市内で生産された農林水産物又はそれを原料とした加工品を使用するよう努めるものとする。

(出店の審査)

第4条 山香ふるさとまつり 2026 に出店できる者は、甲の審査を経て承認されたものとする。その審査内容については、市内事業を最優先とし、これ以外は次の各号の順位のとおりとする。

- (1) 市内で生産された農林水産物又はそれを原料とした加工品を生産、加工及び販売する者
- (2) 市内に本店又は支店のある商工業者
- (3) (1) 及び (2) 以外の商工業者（ただし杵築市商工会会員に限る）
- (4) その他、甲が認めるもの

(出店の申込手続)

第5条 山香ふるさとまつり 2026 への出店を希望するものは、杵築市山香振興課が定める日までに、出店申込書及び誓約書（第1号様式）、山香ふるさとまつり 2026 出店希望調書（第2号様式）、ブース仕様書（第3号様式）、出店に従事する者の名簿（第4号様式）を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の出店申込書及び誓約書にマイナンバーカード、運転免許証の写し等の公的証明書の写しを添付しなければならない。

(出店者の配置場所)

第6条 山香ふるさとまつり 2026 の出店者の配置場所は山香庁舎前駐車場またはふれあい広場で甲の決めた区画の範囲とする。

(出店に関する権利の転貸、売買、譲渡、交換の禁止)

第7条 出店者は、出店する権利の一部又は全部を、転貸、売買、譲渡、交換してはならない。

(欠格事項)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合、乙に対し山香ふるさとまつり 2026 への出店を認めない旨の通知を行う。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団又は暴力団員がその事業活動を支配するもの
- (3) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する
- (4) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力もしくは関与しているもの
- (5) 禁錮以上の刑又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から10年を経過しない者
- (6) この規約の規定に違反しているもの

2 乙は、前項の規定による通知を受けたときに既に出店を行っている場合は、直ちに山香ふるさとまつり 2026 の会場から退去しなければならない。

(販売禁止物品)

第9条 乙は、次に掲げるものを販売し、又は配布してはならない。

- (1) 法令で販売又は所持が規制されているもの。
- (2) 公序良俗に反するもの。
- (3) 宗教活動又はこれに類する活動に関するもの。
- (4) 政治活動又はこれに類する活動に関するもの。
- (5) その他、甲が不相当と認めるもの。

(法令の遵守)

第10条 乙は、出店に当たり、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等の食品、販売等に関する法令を遵守しなければならない。

(消火器の設置)

第 11 条 乙は、出店に当たり火気を使用する場合は、初期消火に必要な数量の使用期限（期間）内の消火器を出店者の責任において、備え付けなければならない。

(ごみについて)

第 12 条 乙は作業中に発生したごみは各自で完全回収し、持ち帰らなければならない。

(是正命令等)

第 13 条 甲は、乙に法令又はこの規約に違反している事実があると認めた場合、乙に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命じることができる。

2 甲は、乙が前項の規定による命令に従わないときは、乙に対する出店の許可を取り消し、山香ふるさとまつり 会場から退去することを命じることができる。

3 前項の規定により出店を取り消されたことで、乙又はその関係者に損害が生じたとしても、甲はこれに対する損害賠償は行わない。

(補則)

第 14 条 この規約の規定のほか、山香ふるさとまつり 2026 の出店に関することについては、甲が定める。

附 則 この規約は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

山香ふるさとまつり 2026 出店申込要領

第1 提出書類

1 出店申込書及び誓約書

山香ふるさとまつり 2026 出店規約を読み、同規約第1号様式に必要事項を記入する。

2 山香ふるさとまつり 2026 出店希望調書（第2号様式）

「山香ふるさとまつり 2026 出店希望調書」に必要事項を記入する。

3 ブース仕様書（第3号様式）

出店を希望するコーナーの仕様書に必要事項を記入する。

使用料については、杵築市山香町ふれあい広場条例に基づき使用料を決定します。

（1）利用料

出店1区画 営業許可時間9時から16時（準備片付け時間を除く）

※1区画は、幅6m×奥行4m（バックヤードとしての奥行含む）

※1日あたり 6時間×220円（1区画単価） 1,320円／日

	杵築市内業者・団体 (杵築市商工会加盟店)	市外業者 (杵築市商工会非加盟店)
1区画（6m×4m）	1,320円／日	2,640円／日
2区画（12m×4m）	2,640円／日	5,180円／日

1店舗につき、2区画まで申請可能です。

（2）貸出品： テント、机や椅子の貸出はありません。

（3）電気・水道： 電気・水道・排水は自己解決とします。

市役所施設内は使用できません。

（4）ゴミ箱： ブース内に必ずゴミ箱を設置すること。

4 各種営業許可証の写し

飲食店営業、菓子製造業、一時営業許可証等の写し

《注意事項》

会場のスペースが限られているので、出店希望者が多い場合は抽選となることがあります。

第2 提出先

杵築市役所山香振興課 担当者 平林

〒879-1307 杵築市山香町大字野原 1010-2

TEL 0977-75-2401 FAX 0977-75-2064

第3 提出期限

令和8年10月30日（金）※郵送の場合は当日消印有効

第4 食品衛生法に基づく手続き等

山香ふるさとまつり 2026 会場で調理を行い食品を提供する場合若しくは食品を取り扱う場合は、食品衛生法等に基づく許可を受ける必要があります。不明な点に関しては東部保健所に確認の上、必要な許可を必ず取るようにしてください。

第5 その他注意事項

杵築速見消防組合火災予防条例第18条において、「祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、液体燃料を使用する器具を使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること」と定められています。

出店時における出店者の事故、商品の盗難、焼失に対して主催者は一切の責任を負いません。

出店申込書及び誓約書

私は、下記の事項について誓約し、山香ふるさとまつり 2026 出店規約の規定を遵守することに同意した
うえ、山香ふるさとまつり 2026 への出店を申し込みます。誓約した事項に違反した場合は、今年度以降の
山香ふるさとまつり 2026 の出店について拒否されても異存はありません。

なお、主催者（杵築市）が必要と認めた場合、大分県警察本部に私のことについて照会することを承諾し
ます。

記

- 1 自己又は自己の役員・従業員等が、次にいずれかに該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (7) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
 - (9) 禁錮以上の刑又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から10年を経過しない者
- 2 1の(1)から(9)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
- 3 山香ふるさとまつり 2026 の出店及び出店準備に関して、来場者用の駐車場及び近隣の店舗等の駐車場を使用しません。
- 4 山香ふるさとまつり 2026 の出店に関して火気を使用する場合は、出店規約第11条により使用期限（期間）内の消火器を設置します。
- 5 杵築市役所 山香振興課 の責めによる事項を除き、いかなる損害、損失に対して賠償、不服の申し立てをしません。

山香ふるさとまつり 2026 出店申込要領を熟読の上、記載事項に同意します。

令和 年 月 日

杵築市長 永松 悟 殿

住所

(ふりがな)

氏名

印

生年月日 年 月 日

※法人、団体にあつては、住所は事務所所在地、氏名は法人・団体の名称、生年月日は代表者のものをそれぞれ記載してください。

山香ふるさとまつり2026 出店希望調書

1. 出店者名(法人名、団体名等)	
2. 屋号(チラシの表記等に使用)	
3. 杵築市商工会加盟有無	有 ・ 無
4. 出店内容 ※1区画 幅6m×奥行4m	☐ 露店(テント)販売 ☐ キッチンカー
	希望区画数 区画 (最大2区画まで申請可能)
5. 飲食物の提供、農林水産物の販売の有無	有 ・ 無
(1)メニュー・価格 ※杵築市ホームページでお知らせ する内容になります	
(2)杵築市内で生産された農産物の使用の有無	有 ・ 無
(3)上記(2)の生産者、仕入先	
6. 打ち合わせのための連絡先	
(1)担当者名	
(2)電話番号	
(3)FAX番号	
(4)メールアドレス	
7. 食品営業許可の有無(実演販売、自動車営業許可、飲食店営業、菓子製造業など) ※有の場合は営業許可証の写しを提出してください。	有 ・ 無

第3号様式
ブース仕様書

※太枠内に記入してください。

出店者名	
※ここに図面・設置場所を書いてください。	
後面 前面	
※展示内容や持ち込機材等、設備や手配に関わるものについては、詳細の記入をお願いします。 (冷凍ケース・ガスコンロ・調理器具・ガスボンベ等の持参品の数量、ごみ箱等) ※各ブースの片端に会社名や団体名を記した幟旗を1本掲げてください(なるべく高く掲げること)。 ※基本ブースの広さは幅6.0メートル、奥行きは4.0メートルです。 看板、のぼり旗、商品、テントの足、ロープなど、すべてを含めて指定区画内に収めてください。 通路への張り出しは一切禁止します。 アスファルトへのペグ(杭)打ちは禁止です。 テントの風飛び防止用のウェイト(重り)は、各出店者で必ずご用意ください。 ※設置準備は、令和8年11月13日 午後5時から可能です。 撤収は11月15日(日曜)のうちに終わらせてください。	